

## 令和4年度倉敷観光コンベンションビューロー

### 文化観光施設無料公開による誘客促進事業費補助金交付要綱

#### (目的等)

第1条 この要綱は、エネルギー費用負担の増加が見込まれる冬季閑散期において、文化観光施設を無料公開する事業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、誘客促進を図り、もって新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた観光関連事業者の事業継続に寄与することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この要綱において「新型コロナウイルス感染症」とは、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。

2 この要綱において「文化観光施設」とは、博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に基づく登録博物館または観光客向けに文化に関する展示・解説・紹介を行うものとして会長が認める施設であって、一年を通じて150日以上開館し、入館に際して料金を徴するものをいう。

3 この要綱において「新型コロナウイルス対策取組宣言」とは、新型コロナウイルス対策取組宣言シート（新型コロナウイルス感染症対策について一定の基準を満たしている場合に5商工団体コロナ対策協議会が発行する用紙をいう。）を施設に掲示することにより、新型コロナウイルス感染症対策を行っていることについて第三者に見える化をすることをいう。

#### (交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) 公益社団法人倉敷観光コンベンションビューロー会員であること

(2) 令和4年1月1日時点において市内の文化観光施設を経営し、引き続き市内で事業を継続する意思を有する者

(3) 補助対象事業を行う施設において、新型コロナウイルス対策取組宣言を行っている者であること

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、補助金を交付しない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）

第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う者又は当該営業に係る同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う者

- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下、この号において「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (3) 宗教活動又は政治活動を目的とする事業を行っている者
- (4) 事業実施に当たって必要な許認可その他事業実施に当たって必要な関係法令上の規定による要件を欠いている者
- (5) 訴訟や法令遵守上において、事業実施に支障をきたす問題を抱える者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、会長が補助金の目的等に照らして適当でないと認める者  
(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下、「補助対象事業」という。）は、令和5年1月16日から20日のいずれかの日において、新型コロナウイルス感染症対策に留意しつつ、文化観光施設を無料公開する事業とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象事業を実施した期間中にかかる入館者数に各文化観光施設の常設展示にかかる入館料金（成人が入館する際に要する料金。消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の額に相当する額を除く。）を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、その交付は、1事業者につき1回限りとする。

2 前項の補助金の額は、会長が別に定める方法により算定した額を限度とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、所定の交付申請書兼実績報告に別に定める書類を添えて、令和5年2月15日までに会長に提出しなければならない。

(交付決定)

第7条 会長は、第7条の交付申請書兼実績報告書の提出があったときは、これを審査し、適当と認めるときは補助金の交付の決定及び額の確定を行い、所定の交付決定及び額の確定通知書により通知し、申請者からの請求により補助金を交付するものとする。

2 会長は、前項の審査の結果、補助金を交付することが適当でないと認めるときは、所定の

不交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第8条 会長は、申請者が虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金を返還させるものとする。

(協力及び情報の公表)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、会長がその成果を調査し、公表し、又は普及を図るときは、これに協力するものとする。

2 会長は、補助事業者の氏名又は名称並びに補助対象事業の取組内容及び成果について、補助事業者の協力を得て、観光産業振興策の実例として公表することができる。

(補助金の経理等)

第10条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助対象事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年10月31日から施行する。